

日本航空は不当解雇撤回争議の早期全面解決はかれ —不当労働行為裁判の最高裁決定を受けて—

2016年9月23日最高裁は、不当労働行為を認定した都労委命令の取り消しを求めて日本航空が起こした行政訴訟(不当労働行為裁判)で、2015年6月18日に出された東京高等裁判所の判決を支持する「上告棄却」、「上告受理申立不受理」の決定を下した。これにより、日本航空の更生管財人であった企業再生支援機構のディレクターらの発言が、労働組合への支配介入に該当するという高裁判決が確定した。

この事件は、日本航空が165名の整理解雇を強行する過程において起きた事件であり、2010年11月16日の労使協議の場等において、企業再生支援機構の飯塚孝徳ディレクターらが「争議権が確立した場合には3500億円の出資はしない」「これは支援機構の決定である」等と、虚偽の発言をし、労働組合を恫喝して、争議権投票に介入した事件である。

東京高裁は、日本国憲法や労働法は、「会社の存続を危うくする可能性がある場合であっても、会社の存続させることを優先しているわけではなく」「争議行為を阻止したいのであれば」労使交渉により「妥協を図るしかない」のであり、「そうした方法による」のではなく、労働組合の運営に介入することは許されないと判決した。今回の最高裁決定は、この高裁判決を確定させ、団結権を確固として擁護するという大きな意義を持つものである。

同時に決定は、整理解雇を有効とした2015年2月の最高裁決定の正当性を改めて問うとなっている。

決定は、整理解雇が押し迫った情勢の下で、争議権投票への介入という重大な不当労働行為を働き、その上で強行した整理解雇であり、日航の解雇に至る手続きが違法なものであったことを明らかにした。

また、整理解雇を有効とした東京高裁判決の随所でみられる「裁判所の認可した更生計画に基づき、裁判所が選任した管財人の経営判断は合理的」「管財人は公平であり、判断を誤るはずがない」とする判決の論旨を否定するものであり、整理解雇を有効とする前提を覆すものとなっている。

不当解雇事件の判決が確定しているとはいえ、今回の不当労働行為事件の最高裁の決定は、整理解雇が違法な解雇であったことを、改めて明確した。

今回の最高裁の決定を受け、政府の対応等が適切であったかも、改めて問われなければならない。

政府は、特殊法人である企業再生支援機構の支援による再建を決め、公的資金を投入するなど、日航の再建に深く関与するとともに、「再建が更生計画に基づき適切に行われるか否か、見守る」「指導もする」と繰り返し国会等で答弁してきた。こうした発言などに照らし、政府の日航への指導などが適切であったかが、改めて問われるのは当然のことである。

こうした中で、不当解雇撤回争議を解決するには、当事者間の話し合いが何よりも重要であることは言うまでもない。当事者間の話し合いの必要性は、国交大臣や厚労大臣が、国会答弁で繰り返し強調してきたことでもある。今こそILOの三次にわたる勧告に基づき、当事者間の「意義ある対話」、解決に向けた交渉に踏み出すことが必要である。

深刻な人員不足・ベテラン不足に陥っている日航の職場実態は、安全運航を維持するためにも、不当解雇撤回争議の早期解決を求めている。

今回の最高裁決定を踏まえ、政府は話し合い解決に向け日航の指導に踏み出すこと、日航は争議の早期解決に向けた労使交渉を直ちに開始し、安全・安心の日本航空を築くべきである。

航空労組連絡会は、不当解雇撤回争議の早期解決を図るべく、争議団、当該労組と連携し、引き続き全力を上げて闘う決意である。

2016年10月7日

航空労組連絡会